

行政も 議会も 盗水問題の解決なくして信頼回復ナシ

盗水ゆるすな署名 557 筆を提出

去る 10 日、日本共産党甲良支部と西澤・丸山光雄の両議員が 373 筆（累計 557 筆）の請願署名簿と北川町長あての要請書（下記全文）を対応した大橋総務課長に提出（見出しは編集者）。ご協力いただいたみなさん、誠にありがとうございました。

なお、町は、まめがれた水道料金相当額と過料について地方自治法の規定に基づき請求・徴収手続きをすすめるとしています。

盗水問題解決に向けた要請書

本日、「不正取水を許さず、公正な水道事業を求める請願書」を提出するにあたり、一言述べさせていただきます。

限られた範囲だが

私たちの取り組みは、ごく限られた範囲に留まったにもかかわらず、対話させていただいた方の内、ほとんどの方が署名にご協力いただきました。中には怒りをあらわにされる方も多く、盗水した本人への怒りとともに、半ば知りながら長年野放し状態にしてきた町行政に対する不信の念がひどきわ大きかったことが特徴だ

と感じました。

9月議会で丸山光雄議員が強調しました通り、甲良町で今、一番解決しなければならない問題であり、「盗水問題」が解決しなければ、行政と議会の信頼の基礎がつかれません。逆に、この盗水問題を明確に解決

すれば、町民からの信頼も回復するものと確信するものです。

現実には負担の公平の原則と秩序が乱暴に踏みこまれていくことに對し、あまりにも、町の対応が鈍すぎるのです。盗水バイパス管を多数設置したという業者が役場で証言しているにもかかわらず、その裏づけとなる全戸調査を未だに始めておられません。

請求手続きの公開を



大橋総務課長に署名簿を提出する党議員団の2人 = 10日、町役場

さらに、山田壽一議員に対する「免れた水道料金相当額と条例に基づく過料」を町が請求したかどうか、法的手続きに入ったかどうかなどを明らかにすることが肝心ではないでしょうか。個人情報理由に公表しないようですが、それは理由が成り立たないと考えます。その根拠は、7月臨時議会で、料金・過料ともすでに公表されている中で、過料収入を見込んだ補正予算が否決され、町は、それ以降、請求していないとの認識が町民の中に広がっていること、新聞テレビで山田議員の盗水容疑は周知の事実となっている

こと です。ですから、町長が解決に向け、料金・過料等の請求も刑事責任も毅然と追及していることを広く公開しなければ、信頼回復とはならないと考えます。

よって、下記の事項を要請します。

記

- 一、本請願事項にある2つの内容を速やかに実行されたい。
- 一、山田壽一議員に対する料金、過料の請求に関し、強制的な徴収手続きを速やかに開始し、着手した場合は、マスコミ等に公開されたい。

町長への請願事項

- 1 明らかになった不正取水の該当者に対し、刑事罰を受けさせるとともに、不正取水で得た水道料金相当額と過料を条例に基づき厳正に徴収すること。
- 2 この機会に、公正な水道事業を実行し、町行政の信頼回復のため、条例に基づき、全ての上水道加入者の検査・調査を速やかに行うこと。

甲良民報

2012年10月14日 531号
発行責任：日本共産党甲良町支部
連絡：甲良町在土463（西澤）
Tel.Fax38-4949

みなさんのお声・願いをお待ちしています 暮らし・医療・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123
日本共産党の見解を紹介します。 メール siga-koura463@jcp-nobuaki.com ホームページもごらんください（「西澤伸明」で検索）